

納所村役場文書

谷 徹 也

納所村役場文書（谷）

ここに紹介するのは、山城国紀伊郡納所村（現京都市伏見区）に関する史料である。写しなどによって既に知られているものも含まれているが、翻刻や日付などに誤写が認められる。よって、その原本を金点紹介することは、中央権力や寺社勢力と当該地域との関わり方を通して、中近世移行期の淀川水運、および近世・明治維新期の村落の様相を探りうる点において有意義であろう。

納所村は交通の要所にあたり、中世にはこの地に淀城が存在したが、豊臣秀吉の伏見築城に伴って、淀城が廃されるとともに宇治川の流路変更が行われ、桂川との合流地点に位置するようになる。また、貨客輸送の公認を得た過書座支配下の川船（過書船）の拠点でもあり、近世を通じて水運業が盛んであった。元和九年（一六三三）に松平定綱によって宇治川対岸の淀島に新たな淀城が築かれたのち、村内に形成された町場は納所町となり、淀城下

六カ町の内に数えられた。なお、近世の当村には、淀藩と御入木山代官木村氏の所領、および石清水八幡宮・与杼神社の社領の存在が確認できる。

「納所村役場文書」は現在、京都大学総合博物館が保管しているが、そこに至る経緯については不明である。ただし、大正八年^①（一九一九）発行の『京都府史蹟勝地調査会報告』（以下「史蹟」）第一冊において、西田直二郎氏によって「納所村役場所蔵文書」として紹介されている文書群が、本史料におおむね該当する。それによると、本史料は納所村役場が旧蔵していたもので、それ以前には納所地域の関係者が所有していたと推測されている。

今、本史料を通覧してみると、後掲釈文の1・2・5・7・11号にはいずれも木村氏の名が見え、淀川の過書船を支配した同氏関係者の所有文書であったと想定される。また、3・8・9・12

号は石清水八幡宮の御鉾座神人に関する文書、4号は与杵神社の社家に関する文書で、10・11・10・2号は納所村の共有文書、13・16号は当道座の文書とそれぞれ推測されることから、納所村周辺地域の複数の文書群を含み込んだものと考えられる。そして、納所村は昭和六年（一九三一）に京都市に編入されているため、その頃までには京都大学が受け入れたと思われる。

なお、本史料と関わりが深いものとして、参考史料1〜5号を添えた。これらの史料は、京都大学文学研究科図書館所蔵の「京都府紀伊郡納所町沿革取調書」に所収されている。本書は大正七年正月に当時の写字生・中田顕藏氏から購入された謄写本であり、納所町と納所村・水垂村・大下津村の周辺三カ村の沿革を記したものである。明治三二年（一八八九）の町村制実施のために京都府が行った調査に対して、各役場が沿革を報告したものが郡ごとに一括され、「各町村沿革調」として京都府立総合資料館に残されており、本書の原本にあたるものも、そのうちの「宇治・久世・紀伊郡各町村沿革調」に含まれている。作成年月は記されていないが、他の近隣町村のものから、明治二〇年に作成されたと推測できる。ただし、原本には虫損などで文字が判読できない部分が存在し、本書によってその情報を補いうる。特にここで挙げたものは、与杵神社に伝来したと思われる織豊期・近世初期の史

料であり、4号との関連性が高い。

では、右に整理した本来のまとまりごとに文書の概要と推定年代を述べていこう。1号の豊臣秀吉朱印状は、月日が閏五月一日とされていることから、天正一六年（一五八八）のものであることがわかる。ここで秀吉は、北政所の大坂下向船の用意を指示している。宛名の与三郎（のち与三右衛門尉）は河村宗恒、孫次郎（のち宗右衛門）は木村勝重にあたり、共に当時、過書船を支配していた^③。ついで2号は秀吉が所司代の玄以に宛てた朱印状で、大坂から鳥羽までの米の運送に河村・木村が携わったために本史料に残されたものと思われる。年代は確定しがないが、他の文書との関連からある程度は推測できるため、あわせて5号を見る。この文書は朝鮮出兵に際して、淀川の水主を徴発したものである。天正二〇年正月に琵琶湖周辺部でも水主が徴発されていることが知られているため、同年のものと考えてよい^④。この文中では、河村は「与三右衛門尉」、木村は「宗右衛門尉」と表記されている。そこで2号に戻ると、この段階ではそれぞれ「与三郎」「孫二（次）郎」であるため、それ以前の発給であることがわかる。また、秀吉が堂上衆に合力米を与える状況は、関白任官後と考えられるため、2号は天正一三年から同一九年にかけてのいずれかの

年に出されたものと推測される。なお、以上の1・2・5号は『史蹟』第一冊に写真が掲載されている。また、2号に付記した包紙は、近世のある段階で1・2号を包含するために作成されたものと考えられるが、本史料の整理段階以前にそれらの包括関係は解消されていたことを注記しておく。

ついで、6号は豊臣氏の「五奉行」が河村・木村に対して、過書船公用の免除と、以前の未払分運上を命令した文書である。五名が揃って連署しており、他にも同日付の連署状の存在が確認できるため、慶長三年のものと考えられる。そうであるならば、本文書の発給は、前日に秀吉が死去していることも無関係ではなからう。また、7号は徳川家康が木村二右衛門に与えた領知朱印状の写しである。家康は同日付で石清水八幡宮関係者に大量の朱印状を発給しており、本文書もその一部とみなせる。^⑤11号は京都所司代の板倉重宗が木村勝清（勝重の孫）に宛てたものである。

文中より、島原の乱に際したものと推測され、年代は寛永一四年（一六三七）とするのが適切であろう。なお、6・11号は「過書座二十石船由緒書」^⑥に写しが残されているためにこれまでも知られていたものであるが、本史料によって日付や字句を改めることができる。

中世の淀郷は石清水八幡宮寺の政治・社会的影響下にあり、放生会などの神事に奉仕する御鉾座神人らが存在した。^⑦3号は、その御鉾座神人に宛てられた秀吉の領知朱印状の写しで、ここに見える七〇石は近世を通じて八幡社領として納所村に存在した。また、8号は板倉勝重が御鉾座神人に対して与えた目録の写しで、徳川秀忠朱印状に対応するものであったと思われる。なお、ここに挙げられた神人四名と同一人物、もしくは親類と思われる者が「石清水八幡宮神人知行并替地帳」に確認できる。^⑧また、9号は徳川家光領知朱印状の写しで、御鉾座神人宛の元和三年八月付の秀忠領知朱印状を改めたものである。秀忠のものは本文書群には現存していないが、12号によると、天明八年（一七八八）の段階では存在した可能性が高い。家網以降の鉾座に関する朱印は納所町の年寄が管理していたことも、同文書から窺える。これらは町の共有文書として保管されていたのであろう。

4号は、与杼神社の社家に与えられた秀吉の朱印状である。御供料一四石を寄進したもので、本文書は『史蹟』第一冊に写真および翻刻が紹介されている。与杼神社は淀姫社ともいい、納所村からは桂川を介して西向かいにあたる水垂村に存在した。また、参考1号によると、同日付で一九石が同神社の社僧・神主に寄進されている。これら合わせて三三石が近世の同社領であった。参

考2号は秀吉の子・鶴松の病状回復を祈願したもので、天正一
九年発給と推定され、同様の文書が数例確認できる。^⑨なお、参
考1・2号は大正一二年発行の『史蹟』第三冊の「淀城址」に与
神社所蔵古文書として翻刻されている。参考3号は秀吉の札状で、
遠方に在陣中との記述から、天正一五年の九州攻め、天正一八年
の小田原攻め、天正二〇年・文禄二年（一五九三）の朝鮮出兵の
いずれかが該当するが、発給年次を絞りきることとはできない。本
文書は『豊臣秀吉文書目録』にも収録されていない。^⑩また、参
考4・5号の家康黒印状は、先の秀吉の朱印高を安堵したもので、
これらも「徳川家康文書 総目録」に収録されていない。^⑪

10・11号・10・12号は紙縫りで合綴されている。まず10・11号
の発給年次は、文中に「伴天連之書付」とあり、転び切支丹の起
請文の提出を求めていることから、寛永一二年と考えるべきであ
ろう。^⑫また、10・12号については、板倉重宗の所司代就任期間中
の成年は、元和八年・寛永一一年・正保三年（一六四六）のい
ずれかである。そして、文中の「御上洛」は將軍家光の上洛を指
すと思われることから、寛永一一年が該当する。両文書と同様の
のが他地域にも出されており、京郊村落に広く発給されたものと
想定される。^⑬

13・16号は、右の文書群とはその性質を異にする。これらは、
淀に存在したと思われる、政の一座頭が統括する当道座に関する
史料である。その管轄範囲は15号に見られるように、淀藩領自体
が淀川水域に点在することに起因した広大なものであった。17・
18号もおそらくこれらと何らかの関連を有するものかと思われる
が、村名や金額の書上のみであり、詳細は不明である。明治維新
期に入ると座中の秩序が混乱したようで、当道座を束ねる京都の
職役所が各地の座頭にその取り締まりを命じたのが13・14号であ
る。^⑭同様の史料は「久我家文書」などにも確認できる。^⑮それに対
して政府は配当金などの特権を廃止する流れを打ち出したため、
当道座側は16号に見られるような由緒を訴えた。「久我家文書」
に残された同種の史料の存在から、本文書は明治二年頃のもの
と推測される。しかし形勢は覆らず、明治四年には盲官廃止令が出
されるに至った。15号は「淀県」とあることから、その頃のも
のであろう。

なお、本史料には当時の障がい者についての記載が含まれるが、
近世・明治維新期の座の実態を知るうえで重要な史料であると
判断し、あえてそのまま翻刻したことをお断りしておく。最後に、
本史料の紹介を許可して下さった京都大学総合博物館および京都

大学文学研究科図書館や、調査・解読にあたってご助力を賜った方々に深謝申し上げます。

- ① 本文書は、科学研究費助成事業「豊臣政権前期の政治過程・政権構想の基礎的研究」(二〇〇九年度～二〇一一年度「基盤研究(C)」)研究代表者藤井讓治の遂行過程で存在が確認され、本稿はその研究成果を引き継ぐものである。
- ② 西田直二郎「京都史蹟の研究」吉川弘文館、一九六一年に所収。その中では、今回紹介する1～18号の文書のうち、一二通の目録と二通の翻刻、および三通の写真掲載がなされている。
- ③ 京都大学古文書室築蔵影写本「東文書」など。なお、朝尾直弘「織豊期の畿内代官」(同著「朝尾直弘著作集」第三卷、二〇〇四年、初出一九七〇年)参照。
- ④ 三鬼清一郎「朝鮮出兵における水軍編成について」(同著「豊臣政権の法と朝鮮出兵」青史出版、二〇一二年、初出一九六八年)。なお、本文書は同氏編「豊臣秀吉文書目録(補遺1)」(名古屋大学文学部、一九九六年)でも同年に比定されている。
- ⑤ 伊藤真昭「八幡への家康朱印状と関ヶ原の戦い」(「戦国史研究」四二、二〇〇一年)、および徳川義宣「慶長五年五月二十五日に山城石清水八幡宮に與へたる知行宛行状について」(同著「新修徳川家康文書の研究」第二輯、吉川弘文館、二〇〇六年)参照。
- ⑥ 日野照正編「近世淀川水運史料集」同朋舎、一九八二年。なお、同書では、6号文書が「一月」付、6・11号文書の宛名が「河村与惣右衛門」「木村惣右衛門」とされている。
- ⑦ 鍛代敏雄「淀六郷惣中と石清水八幡宮寺」(同著「戦国期の石清水と本願寺」法蔵館、二〇〇八年、初出二〇〇七年)。
- ⑧ 石清水八幡宮編「石清水八幡宮史」史料第六輯、石清水八幡宮社務

所、一九三六年。

- ⑨ 寺沢光世「秀吉の側近六人衆と石川光重」(「日本歴史」五八六、一九九七年)など。
- ⑩ 三鬼清一郎編「豊臣秀吉文書目録」名古屋大学文学部、一九八九年。同補遺1。
- ⑪ 川島孝一編「徳川家康文書 総目録」(徳川林政史研究所ホームページ、二〇一〇年二月版)。
- ⑫ 畑中みゆき「京・大坂におけるキリシタン禁教政策について」(「史泉」六一、一九八五年)参照。
- ⑬ 京都市歴史資料館築蔵写真帳「築山村文書」など。なお、10-1号と同内容の文書が「史料京都の歴史」一三、南区に翻刻されている。
- ⑭ 加藤康昭「明治維新と盲人仲間の解体」(同著「日本盲人社会史研究」未来社、一九七四年)。
- ⑮ 「國學院大學所蔵 久我家文書」第四卷、國學院大學、一九八七年。渥美かをるら編著「奥村家蔵当道座・平家琵琶資料」大学堂書店、一九八四年。

凡 例

一、この釈文は、京都大学総合博物館保管の「納所村役場文書」の全文を翻訳したものである。

一、文書群中にみとめられる「まことまり」とに、おおよそ年代順に配列し、翻刻した。

一、各文書に付された番号は、請求番号にあたる。

一、字体は、おおむね原本に従った。

一、参考のため、末尾に京都大学文学研究科図書館所蔵

「京都府紀伊郡納所町沿革取調書」からの抜粋を付した。

《釈文》

○1 豊臣秀吉朱印状

明後日十二日、北政所下向候間、舟之儀入次第令用意、下々迄不
残可乗下候、猶来住河内守可申候也、

後五月十日（朱印）

（河村雲庵）
与三郎
（木村勝重）
孫次郎

○2 豊臣秀吉朱印状

堂上衆へ御合力八木、自大坂鳥羽迄、以河船石川伊賀手前千五拾
石請取、早々可相届旨、淀与三郎・孫二郎可申付候也、

九月五日（朱印）

（玄以）
民部卿法印

（包紙ウワ書）

「太閤様御役船御朱印

（貼紙）「式通」

○3 豊臣秀吉朱印状写

於城州淀郷内七拾石事、令扶助訖、全可領知之旨、被仰出者也、

天正十七

十一月廿四日 御朱印

八幡役者 淀

拾三人

○4 豊臣秀吉朱印状

(包紙ウワ書)

〔大閣様御朱印御供料拾四石〕

山城国淀津水タリ・納所・大下津内合拾四石事、為御供料令寄附

之条、全可杜納候也、

天正十七

十二月十二日 (朱印)

淀大明神

杜家

○5 豊臣秀吉朱印状

(包紙ウワ書)

〔太閣様唐入御朱印〕

淀川並加子之事、今度唐入可被召連候条、淀与三右衛門尉・

宗右衛門尉相談、悉相改、上中下付立可上之候、然者於所々五分

一宛可罷出之由可申付候、妻子扶持方加子配当被下、其上於御陣

も扶持方可被下之条、其段可申聞候也、

正月三日 (朱印)

水野久右衛門尉とのへ

垣見弥五郎とのへ

○6 豊臣氏五奉行連署状

為 御意令申候、淀川過書御公用之儀、今度御請申上候分、被成

御免候条、可被得其意候、然者最前御請申上候てより今迄之分ハ、

御算用候て可有運上候、去年までの御公用ハ、如有来可有運上之

旨候、恐々謹言、

八月十九日 (長東正家)

長大 (花押)

石田三成 (花押)

增田長盛 (花押)

增右 (花押)

浅野長政 (花押)

徳善 (花押)

河村与三右衛門尉殿

木村宗右衛門尉殿

○7 徳川家康朱印状写

(包紙ウワ書)

一、権現様

美豆

二右衛門

御朱印写

木村二右衛門家附

八幡庄内四石六升事、遣之候也、

慶長五

五月廿五日 家康 御朱印

美豆

二右衛門

元和参年八月十六日

(板倉勝重) 伊賀守

○9 徳川家光朱印状写

(包紙ウワ書)

一、大猷院様

八幡役者

御朱印写

淀拾三人

山城国淀郷之内七拾石事、任元和三年八月廿八日先判之旨、全可
知行者也、

寛永十三

十一月九日 御朱印

八幡役者

淀拾三人

○8 石清水八幡宮御鉾持座之目録(写)

(端裏貼紙)

〔板倉伊賀守殿目録写〕

〔御鉾座〕

石清水八幡宮御鉾持座之目録

一、拾壹石参斗壹舛

八木八郎左衛門

一、九石式斗壹舛

山上弥七

一、七石七斗参舛

山上孫八

一、九石八斗九舛

山上喜助

合参拾五石壹斗四舛者

○10-1 板倉重宗黒印状

此御法度書惣百姓ニ見進、其後庄屋家ニおしつけをき候て、無失
念此旨可相守候、次伴天連之書付、如案文書進可申候、并郷中に
不審成もの於在之者、召連可参候、其在所之用所調ニ他所ヲ参候
ものにも伴天連之書物させ可申候、自然書候ハぬもの於在之者、

京都へ召連可参者也、

十月十日 周防(黒印)

(板倉重宗)

納所村

庄屋

百姓中

柘植(系次)三之丞、嶋原へ被參候間、從淀大坂迄船用次第可申付候、以上、

極月十八日 板周防 (黒印)

木村惣左衛門殿
(勝清)

○10 1 2 板倉重宗黒印状

急度申遣候、

一、其在所二はてれん門徒於在之ハ、先年も如申觸候、堅致穿鑿、自然於在之ハ、可申來事、

一、武士之牢人度々如申、在所二拘置間敷事、併百姓・牢人之儀者、在所親其身於存者、拘置儀可為各別事、

一、当年者 御上洛被成御沙汰候間、在所之道橋悪敷所、念を入作可申者也、

戌

正月廿八日 周防守 (黒印)

納所村

庄屋

百姓中

○12 御朱印通数目錄并板倉伊賀守殿添目錄 (写)

(表紙)

〔木下善左衛門印〕
(黒印)

〔宇野七郎右衛門印〕
(黒印)

御朱印通数目錄

并板倉伊賀守殿添目錄

淀

鉾座中

御朱印目錄

一、権現様御朱印式通

内

菴通

菴通

一、(台徳院、徳川秀忠)大徳院様御朱印三通

内

菴通

預り主
山上喜右衛門 (黒印)

八木八郎左衛門
八木友右衛門 (黒印)

山上弥七
山上弥七 (黒印)

預り主

山上喜右衛門 (黒印)

○11 板倉重宗黒印状
以上

式通

預り主 納所町年寄
木下善左衛門 (黒印)

宇野七郎右衛門 (黒印)

木下四郎兵衛 (黒印)

宇野九兵衛 (黒印)

一、大猷院様御朱印三通

内

式通

預り主
山上喜右衛門 (黒印)

式通 預り主 納所町年寄
木下善左衛門 (黒印)

宇野七郎右衛門 (黒印)

木下四郎兵衛 (黒印)

宇野九兵衛 (黒印)

一、(徳川家綱)
嚴有院様御朱印壹通

預り主 納所町年寄
木下善左衛門 (黒印)

宇野七郎右衛門 (黒印)

木下四郎兵衛 (黒印)

宇野九兵衛 (黒印)

一、(徳川綱吉)
常憲院様御朱印壹通

預り主 納所町年寄
木下善左衛門 (黒印)

宇野七郎右衛門 (黒印)

木下四郎兵衛 (黒印)

一、(徳川吉宗)
有徳院様御朱印壹通

預り主 納所町年寄
木下善左衛門 (黒印)

宇野七郎右衛門 (黒印)

木下四郎兵衛 (黒印)

宇野九兵衛 (黒印)

一、(徳川家重)
惇信院様御朱印壹通

預り主 納所町年寄
木下善左衛門 (黒印)

宇野七郎右衛門 (黒印)

木下四郎兵衛 (黒印)

宇野九兵衛 (黒印)

一、(徳川家治)
浚明院様御朱印壹通

預り主 納所町年寄
木下善左衛門 (黒印)

宇野七郎右衛門 (黒印)

木下四郎兵衛 (黒印)

宇野九兵衛 (黒印)

一、板倉伊賀守殿添目録壹通

預り主
山上喜右衛門 (黒印)

右御朱印通數合 拾三通

外二板倉伊賀守殿添目録壹通

天明八年申二月

(裏表紙左端)
(木下四郎兵衛印)
(宇野九兵衛印)
(黒印)

○13 職役所申付書

(包紙ウワ書)
「座本免状」

城州淀
政の一座頭

其方儀、右淀御領内座本役申付候間、前々古例之儀相守、座中取締候様可致候、支配場之内、鍼治・導引・琴・三味線等之芸業を召致座中之支配不請盲人有之候ハ、懸合座中江加り候様、取計可申候、於相拒者可申出もの也、

庚午 職

十月 役所 (黒印)

○14 職役者申付書

近頃座中於未々之者共之内、諸国近在と相唱、表二者官途昇進を名与致し、実者一分之利欲を専二して、中二者心得違方銘々其所二住居茂難相成次第二立至り、終二者在所表を致脱

出、夫々所々遍歴在々村役人方江罷越、無謂以虚言猥り二金錢を貪り依其時機彼是及強談候者茂有之、於村役人茂甚致迷惑不得止事、其所之管轄民政御役所江訴出、始終御手数相掛り候趣茂有之哉二相聞、以而之外之事二候、右者全其国々在役之仕置支配并座本組頭共、常々教諭方等閑故之儀二而、於席中茂奉対

朝廷座中取締方不行届之趣意二相当り、実以恐縮至極之事二有之候、抑当道座中者元来両眼不明之もの二而祖神仁康親王之依御蔭世々無量之奉蒙天恩、銘々寝食を安し、官途昇進を相励、今日迄連々相続致来候処、今也王政御一新四海御仁恤之日二相当り如座中廢人者一際御哀憐被為在候与之難有御趣意二而、既二先般当道座中古例之趣御尋二付、座中従来之規則、官途之次第、且産業 経営方之儀二付而者諸国一統士農工商共、其分限二随ひ配当与名付、吉事二者祝儀、仏事二者布施是を請、右を家業之助といたし、鍼治・導引・琵琶・琴・三味線・医業・売卜等を以職業与いたし候事共二至迄、逸々以書取奉言上候而、則従前之通居被置候段、実二広大之朝恩二有之候、依而右厚御趣意之程難有奉載認心得違無之様可致筈之処、如前条不所行之もの出来候段、実二恐入候次第二候、依之今般評議之上左之條々取究、諸国皆座之もの江急

度可致教諭事ニ治定候条、此旨相心得可申事、

一、官途昇進ニ付在々勸化之儀者、其国内限ニ而、他国江罷出候儀者一切可為停止事、

一、国々ニおゐて昇進之望有之者、勸化之儀願出候ハ、其所之座役人共ニおゐて事実篤と取調之上、役所之印鑑相渡、廻在為致可申事、

一、五ヶ年參賀亦者引繼等ニ付上京之者、其道筋廻在仕切場所江相懸り候節者、雖他国之もの休泊者勿論仕切金高二準シ相当ニ致世話可遣、尤銘々告文可為持參事、

一、他国之者共無謂して在々江入込、亦者仕切場所江相懸り候もの於有之者、於其座早速取留、当人身分篤と相糺、其故郷江差送り可申、尤組送りニ繼主可致、但入用者其座々々ニおゐて仕切金之内ニ出シ可申事、

一、近来廻在仕切方之儀ニ付、遠近之無差別猥ニ相對を以取仕切候者茂有之由、甚以不埒之事ニ候、以來其座ニ配当申請候場所之外、遠在之所を引請仕切候儀者相成不申候事、

一、当今御一新ニ付而者一人茂不得其所を者無之様与之御趣意ニ付、以來於国々不埒之所行有之もの者、於其所急度教諭を加へ、不取用節者、於其座嚴重ニ締致し候共、亦者当方江為差登候共可致、但国法ニ致關係候罪状者、依其時機管轄江訴出

下知次第取計可申、他邦江致放逐候儀者、相成申間敷事、

一、座中配当之儀者、諸国ニ統其分限ニ准シ先例を以可受規則ニ者候得共、當時米穀を始諸色高直之折柄、先例之振合ニ而者

一統難立行、依而市在者勿論藩々ニ被下置候分茂御増方ニ相成候様、夫々及歎願候箇所数多有之趣、右者素々廢人・不具之者、外ニ産業經營方茂無之を憐被為思召候、御免被成下

置候御趣意ニ付、其時勢ニ随ひ御引直し方致歎願候者、当然之儀ニ候得共、右事件歎願之儀者、其土地在役之もの共之内ニおゐて、能事柄致弁別候者、其御筋江前頭之次第只管歎願

可致候、苦情貫徹いたし候ハ、当今之御趣意ニ候間、其土地御政庁ニおゐて茂御仁恤之御沙汰ニ可相成と存候間、此旨篤与相心得、聊鹿忽之儀無之様可致事、

右之条々堅相守可申様、国々仕置支配役始、座本・組頭・末々之もの共ニ至迄、夫々申合、相互ニ同心和合之上、心得違無之様可致候、万一心得違不所行之者於有之者、其身者勿論、其所在役之者共迄急度座法ニ可申付もの也、

明治三庚午年十二月 役所(黒印)

○15 淀原御支配盲人取締淀納所政の一座頭村々領名帳

〔表紙〕
淀縣御支配

盲人取締
淀納所

政の一座頭

村々領名帳

御牧郷

拾三ヶ村

佐山組十五ヶ村

- 田井村 / 下津谷村 / 市田村 / 林村 / 佐古村 / 佐山村 / 上津谷村 / 久世村 / 大久保村 / 廣野村 / 長池
- 丁 / 東富野村 / 西富野村 / 枇杷庄村 / 水主村
- 拾五ヶ村

西城州組

- 岩田村 / 戸津村 / 上奈良村 / 野尻村 / 内里村 / 松井村 / 美濃山村 / 大住村 / 田辺村 / 濱新田村 / 川原村 / 興戸村 / 東川原村 / 草内村 / 飯岡村 / 江津村 / 山本村 / 稻妻村 / 出垣内村 / 高船村 / 天王村
- 内田村

※なお、15号文書は紙幅の都合上、村名間の改行を / で表現している

○16 当道祖神由来之事

当道祖神由来之事

一、元祖天夜の尊と奉申は、仁康親王之御事也、此尊人皇五十四代仁明天皇第四之王子 光孝天皇御同腹之御弟也、此宮始は彈正之尹ニ被任尹之宮共申、又常陸之太守を兼給ふ故常陸之宮共奉申、後ニ洛陽東山科之御所ニ御座します故、山科之宮共奉申也、然るに 仁康親王御両眼しゐさせ給ひて、貞觀十四壬辰年五月五日御歳四十二歳ニして薨去、御法名法性禪師と号ス、

一、仁康親王御家領、大隅・薩摩・日向此三ヶ国之内ニ数ヶ所有之処、宮之御在世之内奏聞ニよつて薨去之後不殘当道江被下置、年々貢物を船ニ積、山城之国鳥羽之湊ニ漕入盲人共綱引、右之貢物を配らせしと也、

一、仁康親王之御靈を天夜之尊と神号を奉つらせ給ひて、山城国宇治郡山科郷四宮村柳谷山ニ安置し給ふ者、光孝天皇之御宇 仁和元乙巳年十一月十一日と有、今之四之宮是也、

一、当道江始て檢校勾当之二官を勅許有し者 光孝天皇之御宇 仁和二丙午年二月十七日也、

一、当道江被下置し 宮之御家領、人皇八拾二代之 帝後鳥羽院御宇、子細有て退転ス、

一、人皇八十六代四條院御宇、当道之粮なき事を御憐ニ有之、其頃上江被召上候諸道之運上、吉凶共当道江被下置候、是を配当御免之始と申伝ふ、

一、人皇百八代後陽成院御宇慶長八癸卯年、家康公天下一統治めさせ給ふ節時之職伊豆惣檢校円一、恐悦ニ被出、先例之通り御礼申上候、家康公被、仰出候者、当道古代之儀御尋被為遊、依而伊豆惣檢校古例之趣逸々申上候处、家康公被為聞召、当道之格式古例之通可相守旨勿論、檢校勾当二者座中之官物永代被下置、座頭已下之もの江者先前之通り諸道之運上被下旨被為仰付、則將軍宣下之為御祝儀鳥目千貫文被下置、難有頂戴仕候、尤武家方并寺社・百姓・町人ニ至迄諸道之運上已来無相違当道江可差出旨、天下一統ニ被仰出候と書留御座候、

一、往古運上物被下置候品左之通ニ御座候、

一、婚礼ニ水鉄之料

一、婦人出産ニ産衣之料

但男子者勿論女子ニ而も物領者産衣之料有、

一、深曾木之料

一、袴着之料

一、元服ニ烏帽子官途之料

一、家督之冥加金

一、新宅ニ竈之料

一、蔵建ニ造作之料

一、寺地ニ者堂供養之料

一、社地ニ者遷宮之料

一、鐘供養之料

一、法事ニ者僧供養之料

一、凶事ニ者茶毘之運上

右之通往古

上江被召上候小物成と申を、四條院御宇当道江被下置候、其節武家方々左之品被下候、

一、国讓 一、新知

一、加増 一、番入

一、役替 一、所替

一、任官 一、入部

一、入国

右之通ニ御座候处、家康公御憐愍ニ而外ニ左之四品御祝儀物被下置候、

一、御誕生 一、御官参

一、御縁組 一、御結納

右之通ニ御座候、以上、

○17 覚(淀藩領村名書上)

覚

東城州佐山組

市田村/田井村/下津屋村/佐山村/佐古村/林村/

大久保村/廣野村/枇杷庄村/富野村

拾ヶ村

同州御牧郷

江之口村/嶋田村/封戸村/藤和田村/北川顔村/釘

貫村/東一口村/西一口村/中嶋村/坊池村/相嶋村

森村/野村/同出作/市田出作/觀阿弥村/皮田

村

拾七ヶ村

西城州相楽郡

南稻八妻村

同州綴喜郡

打田村/高船村/天王村/多々羅村/江津村/出垣内

村/北興戸村/南興戸村/山本村/飯岡村/草内村/

東村/川原村/田邊村/同新田村/大住村/松井村/

岩田村/野尻村/戸津村

貳拾ヶ村

同州紀伊郡

大下津村/水垂村/納所村

三ヶ村

近江国野洲郡

六条村/井口村/小比江村/播磨田村/荒見村/今市

村/十二里村/北桜村/川田村/行合村/三宅村/久

野部村/安治村

拾三ヶ村

同国高嶋郡

岡村

同国栗太郡

古高村/焰戸堂村/二町村/上山依村/小野村/小栞

村/坊袋村/寺内村/上鉤村/平井村/小平井村/上

笠村/上寺村/出庭村

拾四ヶ村

同国浅井郡

集福寺村/瓜生村/山前村/平塚村/大寺村/三河村

加村/速水村/河毛村/田川村

↗ 拾ヶ村

同国伊香郡

東野村／磯野村／布施村／柏原村／井口村／渡岸寺村

／文室村／ 中郷村／西阿閉村／川並新田村／八戸村

／東物部村／西物部村／西柳野村／東高田村

↗ 拾五ヶ村

同国甲賀郡

(針) 釘村／高嶺村／龍法師村／伴中山村／寺庄村／牛飼村

／吉永村／山中村／西寺村／前野村／正福寺村／市場

村／田堵野村／柑子袋村／倉治村／上野村

↗ 拾六ヶ村

同国蒲生郡

中小森村／芝原村／鈴村／土器村／御所内村／長福寺

村

↗ 六ヶ村

同国滋賀郡

鵜川村／栗原村／上在地村／上仰木村／赤塚村

↗ 五ヶ村

摂津国嶋下郡

上村／中村／小川村／別所村／下村／佐井寺村／下新

田村／上新田村／南村／小路村／東村／七ツ尾村／片

山村／正音寺村／吹田村

↗ 拾五ヶ村

河内国高安郡

恩知村／垣内村／教光寺村／黒谷村／郡川村／服部川

村／山畑村／大窪村／千塚村／水越村／神立村／大竹

村／楽音寺村

↗ 拾三ヶ村

同国洪川郡

正覚寺村／乾村／四条村／大地村／西足代村／伊賀々

村／矢柄村／岸田堂村／北蛇原村／南蛇原村／柏田村

／太子堂村／衣摺村

↗ 拾三ヶ村

同国若江郡

佐堂村／穴太村

↗ 貳ヶ村

和泉国南郡

小松里村／下池田村／荒木村

↗ 三ヶ村

同国泉郡

納所村役場文書（谷）

忠岡村／井口村／高月村／和氣村／和氣郷庄

〆五ヶ村

同国日根郡

俵屋新田／男里村

〆式ヶ村

都合村数百八拾四ヶ村

※なお、17号文書は紙幅の都合上、村名間の改行を／で表現している。

○18 覚（淀藩領村々金銭書上）

覚

一、 西城州

一、五百五十文 町みず

一、五百五十文 里みず

一、七百文 才目村

一、九百文 生津村

一、金 壹歩 川口村

一、〃 貳朱分 下なら

四百文

一、〃 壹両壹歩 九か村

組

一、〃 壹歩分 たき、村

四百文

一、〃 壹歩 三朱

一、〃 貳朱分 西河原村

六百文

一、〃 壹歩 東村

貳百文

一、〃 貳歩也

一、金 壹歩 北

貳朱也

一、〃 壹歩分 北

四百文

一、〃 壹朱分 南

貳百文

一、〃 三歩也

三朱也

一、〃 三朱也 山本村

一、〃 三朱也 江津村

一、銀 十式匁 下

金 壹歩 貳朱

下 貳朱 狛村

一、〃 壹歩分 四百文	ほその村	一、銀 貳十匁	五か村 北かさき 組
一、〃 壹歩也	すかい村	一、〃 貳拾匁	六か村 北大河原組
一、〃 壹歩也	上田村	一、〃 七拾六匁 六	わつか郷 十四ヶ村
一、金 壹歩 貳朱	南 いなやすま	一、金 三步貳朱也 みかのほら	十九ヶ村
一、〃 壹歩 四百文	北 ヶ村	一、〃 貳朱也	神とうし村
一、〃 三朱	東ばた	一、〃 貳歩也	上狛村
一、銀 五匁三分 三り	・さくろ	一、〃 壹歩 四百文	椿村
一、〃	いぬい谷	一、〃 貳朱也	北河原村
一、〃	山田村	一、〃 壹歩分	平尾村
一、金 壹歩貳朱	はぜ	一、〃 貳歩分	かばた
一、〃 壹歩貳朱分 六百文	さか 中村	一、〃 壹歩分 貳百文	玉水
一、〃 貳歩也	木津	一、〃 壹歩分 貳百文	田賀
一、銀 四匁	ほうけんし村	一、〃 壹歩分 四百文	但し
一、金 貳歩也	加茂村		
一、〃 貳朱分 百文	生津		

一、〃	壹	〃	貳朱也	一、銀	六百目	ふかくさ
一、〃	貳朱也	〃	貳朱也	一、〃	西岡郷	
一、〃	貳朱也	〃	貳朱也	一、〃	惣代	
一、銀	十五匁	〃	太ほう寺	一、金	壹歩貳朱也	上鳥羽
一、金	壹歩分	〃	五ヶの所	一、〃	貳朱分	とうの
〃	貳百文	〃	こわた	〃	六百文	森
一、金	貳朱分	〃	いし	一、〃	貳朱也	中しま
〃	貳百文	〃	石田	一、〃	壹歩分貳百文	せり川
一、〃	貳朱也	〃	石	一、〃	貳朱分百文	上三す
一、銭	三百文	〃	ひの	一、〃	壹歩	下鳥羽
一、金	壹歩	〃	だいこ	一、〃	壹歩也	よこうち
〃	貳朱也	〃	小野	一、〃	壹歩也	富の森
一、〃	貳朱也	〃	くわんし	一、〃	貳朱分	六百文
一、金	貳朱分	〃	う寺	一、銭	七百文	みすたれ
〃	貳百文	〃	柳町	一、〃	五百文	大下津
一、〃	壹歩也	〃	東ふくし	一、金	貳朱分	の所
一、〃	壹歩也	〃	いなり	〃	貳百文	
一、〃	壹歩也	〃	北ふかくさ	一、銭	四百文	池の上
一、〃	壹歩也	〃	南同村	一、〃	四百文	下津町
一、〃	壹両三步也	〃		一、〃	六百文	新町

右之通りニ御座候、以上、

*参考史料「京都府紀伊郡納所町沿革取調書」より抜粋

淀明神

神主

伊藤伊賀守秀盛 同

寺澤越中守弘政 同

石川伊賀守光重 同

民部卿法印玄以 同

●参考1 豊臣秀吉朱印状写

山城国淀津水垂・納所内合拾九石之事、令扶助依專(勲)行可励神忠者也、

天正十七十二月十二日（御朱印）

淀大明神

社僧老入

神主三人

●参考3 豊臣秀吉朱印状写

為御動座見舞、帷子二生絹一遠路之到来、悦思召候也、

卯月廿四日（御朱印）

納所社人

●参考2 豊臣氏奉行連署状写

為当座初花三百疋被遣候、已上

今度 若君様於御本腹者、最前之御立願米被成社納、其上重而百石可有御奉加之由、被仰出候条、被得其意、於神前可袖(袖)懇祈事肝要二候、

●参考4 徳川家康黒印状写

山城国淀津水垂・納所之内拾九石之事、全社納并境内諸役令免除状如件、

元和元年七月廿七日（御黒印）

淀大明神

社僧

神主

八月三日

増田右衛門尉長盛 花押

小出播磨守秀政 同

●参考5 徳川家康黒印状写

当社御供料山城国水足^(垂)・納所・大下津内拾四石之事、全可社納者也、依如件、

元和元年七月廿七日（御黒印）

淀大明神

社家中